

# 令和3年6月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和3年6月24日(木) 午前9時00分  
役場3階 大会議室
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 松尾委員 堤委員 川崎委員
- 3 事務局職員 出雲学校教育課長 谷崎生涯学習課長 梅木主任指導主事  
吉村学校教育課課長補佐 渡部生涯学習課課長補佐  
永尾生涯学習課課長補佐 喜多指導主事 川畑教育総務係長  
今福学校教育係長 本山新しい学校づくり係長  
野中学校給食係長 下平指導主事 前田主査
- 4 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 5 会議に附した議案  
附議第20号 準要保護の認定について  
附議第21号 社会教育委員、社会教育指導員、自治公民館長、スポーツ推進委員、  
図書館運営協議会委員の委嘱について  
附議第22号 白石町教育委員会会議傍聴人取締規則の一部改正について  
附議第23号 白石町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について  
附議第24号 白石町体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 付議第20号から付議第24号すべて議決
- 9 その他
  - ・事務局からの報告
  - ・傍聴者 なし

1 開 会 8:54

出雲課長

2 前回議事録の承認 8:54

5月臨時教育委員会の会議録を資料により説明

2か所文言修正、5か所誤字訂正。

**委員全員承認**

5月定例教育委員会の会議録を資料により説明

**委員全員承認**

3 教育長の報告 8:58

(前回以降の主な動向)

資料より数点を内容紹介。

5/31 町教職員初任者研修

通常は、服務、教育の法規関係を扱う。今回は「サイコロトーク」という手法で、それぞれの業務上の悩みなど意見交換を行った。

6/18 新しい学校づくり準備委員会総務部会

校名等の検討など。

6/22 新しい学校づくり準備委員会組織部会

通学支援の検討など。

(6月町議会定例会における教育委員会関係一般質問について)

資料により概要の報告。

一般質問については、10名の議員が一般質問を行われ、うち5名の方が教育委員会関係の質問をされた。

(杵西・藤津地域教育長会 6/10 より)

資料により概要の報告。

・令和3年度佐賀県立特別支援学校における転入学相談会実施要領

今年度の白石町教育支援委員会は、11月9日を予定している。

・交通事故発生(加害等)状況調べ

小4件、中1件の計5件。

・新聞記事より

専科教員、利点と課題

小学校の英語教科での内容(本町は2名配置)。

県教員採用試験

小学校で1.5倍、中学校2.7倍、「特別選考」枠に特別支援教育の新設。

(その他)

- ・児童生徒の健康観察の重要性

資料により説明。

「健康観察に当たって、状況に応じて義務の程度に変化が生じることを見落としてはならない。」ということ。

- ・権限移譲事務

児童手当の認定事務の権限が移譲された。

- ・教育事務所の管理職面談

本年度の教育事務所訪問、教職員課訪問以外の学校についての管理職面談。

(本町は4校対象)

#### 4 附議事項の協議 9:16～

##### 附議第20号

###### 準要保護の認定について

北村教育長：白石町教育委員会会議規則第15条による秘密会議宣言。

前田主査：資料に沿って詳細説明。(2件)

厳正なる審査の結果、認定：2件。

##### 委員全員承認(附議第20号)

##### 附議第21号 社会教育委員、社会教育指導員、自治公民館長、スポーツ推進委員、 図書館運営協議会委員の委嘱について

渡部課長補佐：資料に沿って詳細説明。

白石町図書館運営協議会委員の2名については、前任者の残任期間となる。

##### 委員全員承認(附議第21号)

##### 附議第22号 白石町教育委員会会議傍聴人取締規則の一部改正について

川畑係長：資料に沿って詳細説明。

現行の規則では、制限等について不足しており指摘された場合に説明できないため町議会の傍聴規則に準じた規則へと改正する。

北村教育長：トラブルはないと思うが、何かあった場合「規則に起こしていないではないか。」等言われた場合に必要以上の対応の必要がないよう、議会の傍聴人規則に準じた形でしてはどうかということで検討したもの。

堤 委員：4号のところで、ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機などあるが、例えば録音機、写真機だとかいうのは、現在スマホがあつて、恐らく

持って入られると思うため、ではそれは許可がいるのか、時代に即してない面もあるのかなと思う。もちろんそれを触るとか使うとかというのは別かもしれないが、皆さん持って入られると思うためその辺りが実際どうか、預かるのかとか。

松尾委員：4条の8号に使用しないこととはなっている。

堤 委員：携帯しているものという時点で、携帯している訳です。ですから、カメラを持ち込むというのは、昔の持ち込んだらだめですよというのは、ちょっとニュアンスが変わってきているかなと思うが。

稲佐委員：例えば、今持ち込んでますが、電源を切ってますけど電源を切るかマナーモードにするかを指示しないとこっそりと使用されないこともない。

川畑係長：もしそういうことをされて、表に出た場合には規則違反になる。

堤 委員：昔で行くと録音機を忍ばせてというのを多分想定されていると思いますが、今の時代はそれをやろうと思えばできる状況ですから。だからその辺りが、今の時代とあってないような感じがする。

川崎委員：入ることができない者と、守るべき事項。入ることが出来ないところに携帯するなど書いてあって、守るべき事項には携帯電話は持ち込む場合には設定を行うという、これはどう捉えたら。

稲佐委員：ボディチェックをするわけにもいかないし。

川畑係長：本来で行けば、他の傍聴もそうだが注意事項的なことで、携帯は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いし、録音及び撮影はだめです。撮影される場合は許可が必要ですと掲示されてると思うため、傍聴人がいる場合は、今日の会議についてもそういうものを掲げておいた方が良いでしょう。現在、傍聴人の申し込みがあった場合は、注意事項として説明はしています。実際運用上は、こういった注意事項を書いておけばそういう規制を張れるが、現行の規則ではそれがちょっと難しい。「規則に書いてないではないか。」と言われた場合に反論が出来ない。想定としては、堤委員が言われたように、携帯電話で何でも出来る時代なので、その趣旨を説明しないといけないと思う。傍聴人の申し込みがあった場合、携帯電話には、カメラ機能、録音機能、そういう機能は使用しないでくださいということを説明しないといけない。例年9月くらいに民生児童委員の方の傍聴申し込みがあるが、そういった時には傍聴人名簿に記入いただき、禁止事項を見ていただくことにしている。そのため、これが改正になれば細かいことまで、禁止事項の説明事項を入れて見ていただくという運用で行きたいというところです。おそらく議会の方も今言われたように時代に即してない部分もありますが、色々想定しておかないと規制が出来ないといったところで、こういった文言を残されているのでは

と思います。

北村教育長：密かに写真を撮ったりとか録音したりなされるかもわからないが、その情報を公に公開されたり、あるいは、自分の私利主張のために使用するというのは、まかりなりませんよということになると思う。なかなか現場で撮影してはいけない、録音してはいけないということは、明らかであれば注意が出来ると思うが、密かに行われたら注意が出来ない部分もある。やはり、こういう規則がないと「こういう規則があります。」と言えない。規則があれば、公開とか自分の私利主張には使用してはけませんと言えるのではと思われる。

堤 委員：まあ、これで良いとは思いますが、意図的に何か行われるためを抑制するという意味合いだと思います。もう一つは、その方は悪気がなくやってしまうというのも防がないといけない。そうするとある程度絞って分かり易くしておくのも重要ではないか。この規則には色々ありすぎて、そういう肝心なところが伝わらないのではと思う。

稲佐委員：例えば、6号に下駄、木製のサンダルと書いてあるが、僧侶の方は雪駄を履かれるが雪駄はいいということか。

川畑係長：ここに書かれてないからという意味ですね。この細かく書いてある下駄と木製サンダルというのは、音が出るからかと思われる。

堤 委員：服装とかは、公序良俗に反しないくらいでいいのではと思う。

川畑係長：規則的なところでいけば、行政内でやっている議会の方の規則に準ずるという形が一番いいのではと思いますが、教育委員会で傍聴の申し込みがあった場合には、説明資料というかそういったところは今言われたように服装については、そういった表現の仕方とか、特に携帯についてはそういう説明書きを入れて説明を行う。もっと詳細にと言われたらこの規則を出すしかないかと思います。

堤 委員：ルールはルールとして、これにしておいて不意にやってしまうのを防がないといけない。悪気がないのにやってしまうのを防がないといけない。それが一番大事なので、スマホに関するルールを別にこれを解釈してこういうルールにしているというのを分かり易くしたのを用意するようにしてもいいと思う。

川畑係長：堤委員が言われるように、基本的には傍聴に来られる方で悪意のある方はあまりいらっしゃらない。悪意のある方は、恐らくあからさまに悪意があるのが分かると思うため、そういう場合には規則で細かく書いておくべきというところがあります。ただ、うっかりというのを防ぐためにも携帯をお持ちの場合は、電源を切るか、マナーモードに設定いただき、撮影や録音はだめですというのを理解されて入っていただく。

北村教育長：議会に準じるということはあるが、分かり易くまとめたものを最初は示すというようなものがあればということによろしいか。

川畑係長：今現在も注意事項を箇条書きに簡単にしたものを見ていただいています。

堤 委員：例えば、今日傍聴に来られて、先ほどのように秘密会議が途中に入る場合は、その時だけ退出していただくかたちか。

川畑係長：そうです。

稲佐委員：秘密会議の時に入ってこようとされた場合にはストップさせていいわけですね。

#### 委員全員承認（附議第 2 2 号）

#### 附議第 2 3 号 白石町教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について

川畑係長：資料に沿って詳細説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条項の廃止等がっており、それに則して規程を改正するもの。

#### 委員全員承認（附議第 2 3 号）

#### 附議第 2 4 号 白石町体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について

永尾課長補佐：資料に沿って詳細説明。

こちらについては、日本体育協会が日本スポーツ協会、佐賀県体育協会が佐賀県スポーツ協会という風に名称が変更され、白石町においても5月18日の総会で、白石町体育協会から白石町スポーツ協会に名称が変更になったということで要綱を改正し、様式についても変更する。

#### 委員全員承認（附議第 2 4 号）

### 5 その他 9:54～

#### (1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの教職員等に対する優先接種について

今福係長：資料により詳細説明

6月中旬に保健福祉課と協議し、各校に通知を行った。7月中旬以降に優先接種を行う。6月下旬に接種券の発送。

稲佐委員：部活動の外部指導者は対象外ですか。

出雲課長：今のところは、町内の学校に勤務されている方というところで考えている。

川畑係長：部活動指導員は、会計年度任用職員のため名簿に入れております。外部

指導者については、確認をしないと今ここではわかりません。

吉村課長補佐：外部指導者は、謝礼をお渡ししてお願いしており雇用関係にないということもあります。

稲佐委員：子どもとは接触しますから。

出雲課長：その辺り確認し、検討して入れられるようであれば入れたいと思う。なるだけ柔軟な対応をしていきたい。

堤 委員：言葉の確認だが、優先でなく接種券を配布するという話があったが、途中優先接種と言われていたが、結局教職員は優先接種ではなくて接種券を配布するということか。

出雲課長：高齢者から年齢順で行っているもので、そこに教職員も含めて優先接種を行うが、接種券そのものは優先接種券ではないということです。

堤 委員：そのため資料の優先接種券の優先を削除するということ。そうすると標題の優先接種は。

松尾委員：優先接種券ではないけど優先的に接種するということ。

吉村課長補佐：始期を早めるということです。

堤 委員：対象者は「以下全てに該当される教職員」とあるが、全部の項目を満たしてないといけないという意味にならないか。普通は全ての条件を満たしてないで全てに該当するという事にならない。この場合は「以下に該当する全ての教職員」では。ここに書かれている人は誰でもいいということであればそうなるのでは。

今福係長：全部満たさないといけません。白石町に住民票がある方で、かつ町内の小中学校に勤務する方のため、例えば武雄市に住民票があつて町内の小中学校に勤務される方は除かれる。

堤 委員：職域のような感じではないということ。

今福係長：そうです。

吉村課長補佐：武雄市は独自で、市内勤務の教職員であれば白石町在住でも行われている。白石町は、そこまではやっていない。

堤 委員：わかりました。居住していて、なおかつ町内に勤務している方を対象。

北村教育長：他は、住民票の有無に関係なく職場でやられているところもあるが、本町はそこまでやっていない。

堤 委員：そうすると外部委託で入られている職員も同じような扱いになるのか。

今福係長：そうです。

川畑係長：学校の中で、打てる人と打てない人が出てきます。

稲佐委員：もちろん、打ちたくない人もいらっしゃいますから。

川畑係長：武雄市と白石町のやり方が違うのが、白石町に住所があつて他の市町の学校に勤められている方については、エッセンシャルワーカーの方には

連絡をいただければ接種券を出すということをホームページでお知らせしています。

松尾委員：先生方個人で予約するという形になるのか。

出雲課長：そうです。

松尾委員：個別接種は平日しかないため有休を取って普通に行くしかないということになりますよね。集団であれば土日にやっているのは県庁と好生館くらいで、どこかで集中してできる体制があれば一番早いのではと思う。

吉村課長補佐：2回目の接種時に発熱等あるということで、校長会でも例えば、校長、教頭の管理職が一度に休んではいけないため、時期をずらすということは学校内でも話をしている。

松尾委員：例えば、教職員専用の接種会場を何回かに分けてしてあげた方が先生方も打ちやすいとは思いますが。

出雲課長：基本的には保健福祉課の方で検討されて準備されています。私達には、教職員の優先接種をどうするか協議があっただけで、運営に関しては保健福祉課でやっております。ただ、町の方の集団接種は土曜日も行っていますのでそこへの参加はできるものとは思っています。吉村課長補佐が話した2回目の接種時が気になるところで、先生たちの場合長期学校休業中の夏休みの間に接種が出来ないかという話もあった。

松尾委員：学校ごとに計画的にやっ行ってこうという話にはなっている訳ですね。

出雲課長：そうです。

(全委員承諾)

## (2) 問題行動月別報告について

喜多指導主事：資料により詳細説明

不登校の状況及びいじめの報告が、小学校1件、中学校が4件。

稲佐委員：進路のこともあり不登校の生徒が気にかかる。

喜多指導主事：学校の方でも進路等のこともあるため、新たなアクションを考えていただいている。

堤委員：完全不登校と言った時の完全という言葉がつく基準というのは。

喜多指導主事：5月でいうと登校日が18日あり、18日間全てを欠席されているお子さんについて完全という言葉を使う。

北村教育長：不登校については、昨年度から特に中学校については、重点項目ということでやっている。不登校が解消している学校は個別指導が充実しているということ、個々に丁寧に当たるということを繰り返すしかないということです。その辺りもやっはおられるが、事例としてお示しし、個々の対応の充実も検討いただきたい。



堤 委員：小学校から中学校に行くときの連携が複数の小学校を抱えているとなかなか難しいのでは。

北村教育長：教育相談部会で情報交換をやっている。シートも作成し小学校の状況を中学校に伝える小中連携の相談部会とかされている。

堤 委員：不登校の芽がどの辺りから現れて、潰していかないといけないという大変だが、早めの対応がというところが時期的に難しいのかもしれませんが。

稲佐委員：一つは、子どもとのパイプをきちんと築いていくというか、繋いでおかないと切れてしまったら指導の時にも非常に困る。やはりそこに一番携わるのは担任だと思う。スクールソーシャルワーカーなどたくさんいらっしゃるが、自分の担任の子から一人でも出さないという気構え、それに向かったの担任が、勤務終了後でも家庭訪問をし声かけをして帰るなど、そういうこととしていって積み重なっていくと繋がりが出てくると思う。粘り強くやれば必ず繋がっていきます。そういうようなことが必要ではと思う。

喜多指導主事：各学校でも担任だけではなく学年組織として、動いていただき戸別訪問や保護者への対応であったりしていただいて、関係性を作っていたいでいる。

稲佐委員：担任は確かに一生懸命されてはいるが、ちょっと息を抜いたところで、声かけを気楽な感じの雰囲気ですていただいた方がいいと思う。

松尾委員：大変難しいことであると思うが、改善が1件でも増えるように色々頑張っていたいただきたいと思う。

喜多指導主事：改善もあるし、未然防止というところで、一人一人に応じた対応も各学校ですていただいている状況ではあります。

(全委員承諾)

### (3) CSW (キャリア・スタート・ウィーク) について

喜多指導主事：資料により詳細説明

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が出来なかった。今年度は、実施するという方向で動いている。コロナ禍で安全に実施できればと考えている。実施日については、例年夏休みであったが、昨年度の話し合いの中で3年生の修学旅行と同じ時期にしていいただきたい旨の要望があったため、今年度は9月8日から10日の3日間で予定。

稲佐委員：今回は秋ということで少しは涼しくなるためいいのではないかな。

堤 委員：コロナ禍で大変だと思うが、コンビニエンスストアとかそういったところに体験で行かれていたケースもあったが、ああいう風に頻繁にお客さ

んが入れ代り立ち代り出入りされるような事業所だとその辺り心配される。対策は進んでいると思うが、子ども達の受け入れをお願いするにあたって、その辺りのやり取りはされているのか。

喜多指導主事：今年度も例年同様、変更や受入れ出来ない場合は連絡をお願いしている。いくつか連絡が入ってきているが、連絡が来ていない分で医療機関、飲食店については、個別に対応させていただき聞取りを行い対応する状況です。

堤 委員：コロナ対応自体、事業者さんの子ども達に対するではなく、お客さんに対する対応自体が現在、大変シビアな時期のため受入れに対してかなり負担に感じられるところもあると思います。

喜多指導主事：実際、責任を負えませんかというところもあり、そのような所は、今年度難しいが、次年度からはお願いする旨伝えている。

川崎委員：職場体験の感染対策をする場合の感染対策用品は事業所持ちになるのか。

喜多指導主事：手指消毒液とかは、学校によりけりだと思うが生徒が携帯していていつでも消毒できる状況をお話しし、保護者の方には承諾書を取ってもらう話を進めている。

(全委員承諾)

#### (4) 新設中学校校名募集について

本山係長：資料により詳細説明

6月18日に第1回総務部会を開催し、校名について協議を行った。この件を7月8日の準備委員会全体会で決定することとなる。校名について、公募を行うことを確認している。校名の公募については、白石町立新設中学校「校名」募集要項により行う。校名について、準備委員会で3案程度に絞り込むが、単に絞り込むのではなく、思い、意見を付し優先順位をつけてもいいのではということで、教育委員会へ3案程度上げてはという意見もあった。

出雲課長：総務部会の中で絞込みの意見も出たため、委員の意見をお聞きしたいが総務部会で公募を行うということが決定され、全体会で承認されたら募集を行いたい。児童生徒の意見も聞きたいため小学生は4年生からと考えている。4年生からというのは、新中学1年生になる児童からと考えており、低学年でも応募したければ応募していただく。

堤 委員：町内には2高校あるためせっかくなら募集いただいたらいいのではないかと。色々と高校生らしい発想が出てくるのでは。白石高校は、現在商業科キャンパスもあるが両方一緒にいいと思う。

出雲課長：せっかく町内2高校あるため検討し、進めていきたい。

堤 委員：部会と準備委員会とあって、スケジュール的に無理感はないか。

出雲課長：6月に部会を開けば、7月に準備委員会を開催するスケジュール。

堤 委員：交互に開催ということで、部会自体は2か月に1回というイメージ。

本山係長：そういうイメージになっていきます。

出雲課長：それでは、絞り方の御意見をお聞きしたい。説明したとおり、総務部会の中で3つに絞るだけではなく、絞るのであれば優先順位まで、意見書を付けるなど意見が出ていた。総務部会を開く前に学校名については、最終的に学校設置条例という条例の承認のため議決が必要となる。議会、特に文教厚生常任委員会の委員の方に公募、絞込みの方法を説明して進めたいという事務局案をもって話をしたところ、絞り方への意見が出て、準備委員会の委員は、住民の代表のようになっているためそこで決定した方がいいのではという意見が出た。そのため、それをもって総務部会の委員の意見を聞いて検討したいと文教厚生常任委員会の委員の方にはお話をした。その後、部会を行った結果、優先順位という意見も出たため、教育委員会では3つ程度に絞ったものを最終的に決定すると言っていたが、この辺り教育委員の御意見をお聞きしたい。

稲佐委員：条例の改正があってから学校名の改正になるのか。

出雲課長：学校名を決定してから条例の改正となる。学校名、学校の所在を決定し設置条例の改正を行う。

稲佐委員：準備委員会で3案程度出たら、最終的に教育委員会で1つに絞ったらと言ったが、そうではなくもう1つに絞るといった話が出たということか。

出雲課長：1つに絞るといふか、絞り方で部会の委員の方には他市町の状況を踏まえて、部会では荷が重いだらうということで、最終的には教育委員会で責任を持とうというところで決定した話は行った。これは議員の方へも同様である。しかし、意見として優先順位を付けさせていただけないか等の意見が出たもの。

堤 委員：優先順位を付けられると、恐らくそれは覆せない。思いや理由を付して、意見書を出されて選定するのであればよいが、優先順位を付けるのであれば1つに絞ってあげてもらった方がいい。優先順位を決定されていて、覆して問題となったケースが他市町でもあっている。優先順位を付けず意見を付けて数点か、1つに絞ってもらってのどちらかだと思う。

川崎委員：どういう校名が出るかわからないからこそ決定しにくいところでは。出てきた段階で、この3つであれば決定できないなど。

堤 委員：決定できなくて、こちらに上がってくる分はいいが優先順位を付けるということであれば、1番だけ上げていただきたい。

出雲課長：意見を出してもらっているが、部会の中でも色々なパターンがあるので

はという意見もあった。部会で決定できず、教育委員会にお願いするパターンもあるかもしれない。もしよろしければ、最終的には教育委員会が決定するが、その絞り方については校名の募集状況を見て、部会で集約し、荷が重いとわれれば3案出してもらい、1つに決定できれば1つに決定していただくという、柔軟な対応というところで、進めさせていただくということでしょうか。

全 委員：了承。

北村教育長：出方が分からないため、数点に絞ってこれ以上はとなる可能性もある。

堤 委員：優先順位を付けるところまで決定できるのであればそれで行ってくださいということですか。

稲佐委員：ある程度、緩和した状態で状況を見るということではないか。

出雲課長：それでは、部会の進み方次第で柔軟に対応します。

(全委員承諾)

#### (5) 新設中学校制服導入に係るアンケートについて

本山係長：資料により詳細説明。

新設中学校の制服導入については、令和6年度開校時の生徒からと想定していた。準備委員会の意見交換時にも早い方がいいのではという意見があった。再度制服納入組合の意見もお聞きし、令和5年度の導入であれば可能ではということになり検討を行った。部会でも賛否意見が出たため、令和5年度入学時の5年生の保護者へのアンケートをとということとなった。しかし、4年生へもデザイン等の意見を聞くのもいいのではとなり、4年、5年生の保護者にアンケートを取りたいと思う。

松尾委員：アンケートの結果については、公表されるのか。

本山係長：準備委員会や部会の方へは結果を出す、一般的には公表しない。

堤 委員：デザイン等のことについては、もう少し下の学年まで幅を持った方がいいのでは。今後この制服が続くため少なくとも現在の小学校の全保護者くらいは必要ではないか。保護者の規模が大きな町ならいいが、数的に少ないような気がする。

本山係長：当初の目的としては、導入時期の調査であったが、どうせアンケートを取るのであればということで、他の項目も加えた。

出雲課長：デザインについては、ある程度絞れたら子ども達の意見を聞きたいと思っている。導入時期についてアンケートを取るのであれば、デザイン等についてもということとなった。そのため2学年ということとした。

堤 委員：使い勝手とか、スラックスとかそういうアンケートを取るのであれば、もう少し学年を広げて取った方がいいと思う。

川崎委員：制服のタイプ、形とかに関しては下の学年の保護者の方も答えてみたいという気持ちはあると思う。中学校が統合するというのは分かっていることのため、そこに関して一緒に決定していけたら中学校に対する思い入れとか変わってくる。知らないところで決定しているよりは、ある程度意見の反映があった方が気持ちはすんなりいくのではと思う。

堤 委員：対象が、統合した時に在籍した保護者だけの意見がということになってしまうとどうかと思う。

吉村課長補佐：この結果が、この後の準備委員会のスケジュールに影響するため、他の学年も取った方がということであれば、本来の導入時期だけを4年、5年生の保護者に聞くということで、他の項目は落とした方がと感じた。先ほど言われた2学年だけで決めたということで、支障があるようであればその他の項目は別途アンケートを取った方がいいのではと思うため、その件は検討をさせていただきたい。

出雲課長：いずれにしても新しい制服の導入の時期については、取らせていただくということをお願いする。

堤 委員：統合し、制服がバラバラというのも1年はしかたないところもあるが、2年となると確かに長いという感じはする。

出雲課長：現在の中学校の先生たちとしては、今の学校をそろった形で卒業させたいという思いもあられる。どうせ新学校で揃わないのであれば統合前の学校は揃った形という話は出ていた。

堤 委員：先生達の話は、学校の中で学年でバラバラということで、現在の5年生はこの方式を取らないと2年間は1つの学年で、制服がバラバラということになる。学年ごとバラバラと1つの学年でバラバラではニュアンスが違う。

出雲課長：いずれにしても最低1年間は、制服がそろわない時期があるためTシャツだけでも揃えたいという意見もあった。

堤 委員：今のままで行くと、現在の5年生は2年間1つの学年に3つの制服が混ざってしまう。同じ学年なのに3つの制服が混ざる状況が2年続くというのはどうかと思う。

出雲課長：子どもの意見が反映されれば、新しい制服となってくると思うが、アンケートを取ってみないと何とも言えない。最初アンケートを取る、取らないでの議論もあった。アンケートを取ることは進めさせていただきたい。デザイン等については、検討させていただきたい。

(全委員承諾)

## (6) 白石町総合運動場整備工事に係る使用制限について

永尾課長補佐：資料により詳細説明。

2024年国民スポーツ大会で白石町がソフトボール成年男子、全国障害者スポーツ大会ではグラウンドソフトボールの会場となる。2023年には、リハーサル大会として、全日本総合女子ソフトボール大会を開催する。これに伴う総合グラウンドの防球ネット及び排水対策の整備を行うもの。このため、今年度9月から全面的にグラウンドの使用を制限する。

堤 委員：事業費については、ほとんど町が持つのか。

永尾課長補佐：県の補助及びt o t o（宝くじ）から一部補助が来る。

（全委員承諾）

#### （7）特別巡回ラジオ体操について

永尾課長補佐：5月の定例教育委員会で、巡回ラジオ体操が来るという説明を行ったが、募集等準備を行っていたが、6月9日に主催3者が中止の決定をされた。中止決定の段階で70名の応募があっていたが、主催者側から中止の連絡をいただき、こちらで子ども達にチラシを配布した分については、中止のチラシを改めて配布を行った。

（全委員承諾）

#### （8）国道444号線を利用する福富ゆうあい館への出入りの一部制限について

永尾課長補佐：資料により詳細説明。

7月24日に有明海沿岸道路の福富インターチェンジが開通する。それに伴い県が国道444号線の改良工事を実施している。ゆうあい館の正面の出入り口付近の道の駅しろいしへの右折レーンが延長され、対向車線と右折レーンの間にロードポールを設置される。これに伴いゆうあい館から佐賀方面への右折、鹿島側から正面玄関へ右折して入れなくなるため、ゆうあい館南側農道に出入口を設置し、ゆうあい館内に案内看板を設置する。

（全委員承諾）

#### （9）7月行事予定表

川畑係長：資料により行事内容説明。

令和3年度佐賀県市町教育委員会連合会定期総会は開催されるが、教育長と稲佐委員の2名参加。隔年で参加していた、10月開催予定の西日本ブロック研究会研修会は中止されオンライン開催。

（全委員承諾）

(10) 部活動に係る指定校変更について

川畑係長：資料により詳細説明。

町内3中学校あるが、町内の他学校に部活動があっても指定校変更を認めておらず、他の市町へ区域外就学で通っている。今後の中学校の統合を控えて、町内3中学校間での指定校変更も検討の必要があると思われるため教育委員会での意見をお聞きするもの。

北村教育長：今回お願いして調べていただいたが、これまでは県内でも指定校変更や区域外就学はほとんどなかった。しかし、かなり認めるところが増え柔軟になってきている。一つは、部活動が教育課程外の活動であるということと、部活動の顧問等を優秀で専門性のある人を配置できるとは限らないため、長年にわたって保証できないということからできなかったが、部活動も重要な教育活動の一環ということでかなり許可するところが増えてきている。本町も指定校変更を認めておらず、転居が必要となる。これを新設中学校の動きもあるため柔軟にしてはどうか、自校にない部活動をやりたいということであれば検討していいのでは。また、町外からの受入れも現在認めないとしている。これも柔軟に考えていいのではということで教育委員の意見をお聞きしたい。

松尾委員：まず考えられるのが、生徒数が少なく、部活動開設数の少ない生徒が他の学校に行くパターンがほとんどだろうと思う。そうなった場合生徒数がかなり減る可能性があるのはいかがなものかと正直思うところ。

堤 委員：これについては、ジレンマがあって1クラスか2クラスかのちょうどギリギリのラインで、白石町では指定校変更を認めない、要は町内でも1つの学校に流れてしまうとクラス数が減るというケースがあるため指定校変更を認めないとしているが、恨めしいのが隣接町が区域外就学を認めているのと距離的にも問題ないということでジレンマが生じているのでは。白石町が指定校変更を認めないで他の市町に流れてしまっているため現実的には変わらず、認めた方がいいのではという気はしている。その流れを作っておいた方が、統合後距離的に近い方に向けて統合後の学校に向かない可能性もある。あまりにも近隣町への区域外就学の流れが出来てしまっても困る。

稲佐委員：部活動の総合力を総合的に考えた時、他市町に流れるよりも町内に留めたいとなれば、ある程度緩和していいという感じを持つ。かつては、住所を移して指導力のある先生のところに就学させる例があった。もう一つ部活動は関係なくいじめを理由に他の中学校に転向した。そのようなことから3中学校でお互いに動くことはいいのではと思う。ただ、クラス編成で困る場面も出てくるとは思う。

北村教育長：今回の中学校の統合の要因も教育的な不平等の発生もあげているため、数年でも要件を緩和するという考え方はどうかと思う。

堤 委員：県立中や私立中へ行かれるのは仕方ないが、近隣の公立中に行かれるのはどうかと思う。

川畑係長：資料で区域外就学を認めているものの中にはそこに部活動がないため認めるというものもある。白石町内は3中学校間で指定校変更を認めてないため行けないということで、部活動がないとの判断で受け入れる。例えば、町内で希望の部活動があり指定校が認められればそちらに行ってくださいという話になり、白石町はそれを認めていない。

松尾委員：今のことからいけば、指定校変更をということになる。

北村教育長：これを認めることでどうなるかの状況把握を行ってもいいのでは、そこまで多くないような気もする。

下平指導主事：新設校の準備の中で、部活動再編は大きな課題になっている。指定校変更のことと同時で、今の学校にいて、ない種目をほかのところに求めるとか、他の学校に行き放課後部活動をするとか合同チームのこと、合同練習会等を設置していくとその辺の不安は解消していくのではないか。指定校変更も認めると同時にその活動もやっていると、要は令和6年度に3つの中学校が一緒になった時に順調に部活動が活動できる体制を3校が違和感なく1つのチームとなることを目指す。指定校変更を了承していただくことと合同チーム、合同練習についても取組を始めていったら今の小学校6年生あたりはかなり緩和されるのではと思う。

稲佐委員：今でも合同練習、合同チームで中体連に出られるわけでしょ。

下平指導主事：人数が規定に対して足りない場合に2校まで合同で出られる。

堤 委員：あれは全部が足りてないといけないのでは。片方の人数が足りていれば出来ない。そのため町内でも1校足りているところとは組めない。

下平指導主事：人数が足りているチームとの合同は、出場機会があるかどうかは別として、片方が足りてなくて吸収される形での合同チームとはなれる。

松尾委員：町内の中学校の野球部に15人いて、もう1校が5人の場合は合同になれるのか。

下平指導主事：半数以下だったと思う。9人が正式人数ですから4人以下とかの条件があるかと。

堤 委員：4人以下だと受け入れるということになるのか。

下平指導主事：幅があって、両方とも9人にならない場合と大きいところに吸収される場合は半数以下となる。

松尾委員：バスケットボールであれば2人ということ。

北村教育長：統合も控えていますので、遅ればせながらの提案だがどうか。その方



向でよろしいか。

堤 委員：指定校変更についてですね、区域外ではなく。

北村教育長：指定校変更です。

稲佐委員：緩和していいのではないか。

北村教育長：区域外も許可して他から来てもいいが、そんなに変わった部活動を開設していないためないと思うが。

堤 委員：来るにしても近隣からでは限られている。

北村教育長：古くからやっていたのは、武雄市に相撲部があったため早くから行っている。他にないような部活動は町内開設してないためないと思う。

松尾委員：近隣で小城市からの可能性はあるかもしれない。

堤 委員：統合後は区域外まで許可し、魅力ある部活動を作るということはいいのではと思う。

北村教育長：新中学校ならではの部活動が開設できたとなれば、白石町に行きたいというのがあるかもしれない。

松尾委員：是非やっていただきたい。

北村教育長：それでは、その方向で進めさせていただきます。

(全委員承諾)

6 閉 会 11:26

出雲課長